

## 財政健全化判断比率

法律で毎年度、赤字の割合や借金の状況など全国統一的な指標として算定し、その数値を公表することが義務付けられています。

公表する数値は①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの財政健全化判断比率(健全化4指標)と、地方公営企業の経営状況を明らかにする資金不足比率です。

前年度と比較して実質公債費比率は0.3ポイント減少し、将来負担比率は前年度同様算出されなかったことから、前年度に比べ改善しています。

指標名	説明	令和元年度	早期健全化 段階※ (イエローカード)	財政再生 段階※ (レッドカード)
①実質赤字比率	一般会計の赤字を見る指標	赤字なし	15%	20%
②連結実質赤字比率	全会計の赤字を見る指標	赤字なし	20%	30%
③実質公債費比率	その年度の標準的な収入に対し、過去に行った借金の返済(実質的な公債費)の割合を見る指標	10.4% (前年度10.7%)	25%	35%
④将来負担比率	「借金」の残高や職員の退職金の見込額などから、基金の残高などを控除した将来的な負担額を算出し、標準的な収入で除して指標としたもの	算出なし	350%	-
資金不足比率	公営企業会計ごとの資金の不足額の度合いを表す指標	不足なし	20%	-

※それぞれの指標が早期健全化段階(イエローカード)や財政再生段階(レッドカード)を超えると、財政の早期健全化や再生等を図る計画の策定が義務付けられ、財政運営上の制約を受けることになります。